

HuRP連続企画／原文にふれて学ぶ人権・平和そして人間

## 人権・平和のための語学教室

2009年10月3日

さまざまな言語で書かれた、人権や平和についての文章を原文で読んでみませんか？

その国の豊かな精神文化にふれて、毎回、何かひとつ言葉を覚えて帰れば、それまでと違った視点で物事を見ることができるかもしれません。

第4回は昨年のHuRP 3周年イベント「人権ツアーリに行こう！」の「軍隊のない国家」の一国として、大使館での取材やビデオメッセージに協力いただいたサンマリノ共和国大使館のマンリオ・カデロさんに、世界最古の共和国であるサンマリノのあらましと簡単なイタリア語をお話しいただきました。世界最古の共和国は、なぜ軍隊をもっていないのかなど、昨年お伝えしきれなかったところをお話しいただきました。その様子を参加者でサポート会員のH野さんに伝えてもらいます。



サンマリノ共和国特命全権大使  
マンリオ・カデロさん

### サンマリノ共和国の高い国民性

サンマリノ共和国は、四方をイタリア国土で囲われている。イタリアといえば、ローマ帝国が代表するように、“王国”というイメージがある。その中にあって、一説によれば、紀元301年にサンマリノの起源が求められている。その後、1253年に全世界で初の共和体制ができたという。四方を絶大な権力をもつた強力な国家が取り巻いている中、独立を保ってきていることにまず驚きを隠せずにはいられない。特に、2度にわたる世界大戦時であっても独立を保ち続け、常設の軍隊を保持してこなかったということについては、簡単に想像できなかった。

ではなぜ、軍隊を保持しないで来られたのだろうか？この点、カデロ氏は、国民の戦いたくないという意識が高いことを挙げる。私は、国民の意識が高いことに加えて、行政がその国民の声に耳を傾けられている、ということも大きな要因であろうと思う。また、カデロ氏はこうも続けている。「軍人がいなければ戦争は起きないのでないだろうか？」と。そもそも軍隊を持つからこそ、戦争というものが起きるというのである。なるほど、まさしくその通りであると感じた。

今回の語学教室を通じて、平和と軍隊について改めて考えさせられた。最後に、サンマリノという国家の雄大さというべきか、おおらかさを感じたエピソードを紹介したいと思う。数年前、サンマリノの刑務所においてある囚人が脱



ユーモアを交えながら、終始楽しく話していただきました。

走する事件が起きた。その理由はこうである。「話し相手がおらず、一人で寂しかった……」そもそもこの刑務所には 7 つの房があるが、当時もほとんどの房が埋まることもなく、刑務官は普段別の業務をしているというのである。その後彼は刑務所に戻り、また刑務官も彼と積極的に話をすることになったという。この話を聞いて心がほっこりした。日本の刑務所においては、将来にわたってあり得ない逸話なのだろうか。

*Viva La Pace !! (平和バンザイ!!)*

(H 野)

★ 次回の語学教室は英語を予定しています。詳細は決まり次第お伝えしますので、お楽しみに！

## 法学館憲法研究所主催 連続講演会 日本国憲法と裁判官

2009 年 10 月 20 日（水）

2009 年 5 月 21 日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートしました。この講演は、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第六回目は、虎井寧夫さんと堀内信明さんでした。お二人とも、長く刑事事件を担当されました。



虎井寧夫さん

虎井さんは「最近の事例を素材にしました。被告人の自白調書の信用性が疑われ、証拠全体の見直しがなされました。結局、調書は採用されました。違法取調べの事実の有無は水かけ論になり、こういう結果になるという現実があります。これを払拭するためには、取調べの全面的可視化なくしてはありえません」と述べました。

また、「日本では起訴された事件の 99.9% に有罪判決がなされている」ということについて、「刑事事件の約 50% が検察官により不起訴になり(起訴裁量)、起訴した約 80% は略式請求(公開の法廷での審理を省略して、公判手続きを経ないで書類だけで審理を済ませてしまう、一定の財産刑を科す簡易な手続き)です。裁判官は検察のいいなりなのかというのには偏見です」と述べました。



堀内信明さん

堀内さんは、自身が裁判官になった経緯について、「刑事裁判官には、社会からはみ出た、社会のしわ寄せを受けた人を守るという、憲法のもつ意義がわかりやすく実践できると考えたからです」と述べました。

また、裁判官を「少し被告人の側に傾いたピサの斜塔」とたとえ、「有罪を逃さず、無罪を発見

するのが裁判所の役割です」と述べました。

質疑応答では、虎井さんは裁判員制度について、「裁判員には裁判に対する人間関係や垢のようなものとは無縁の新鮮さがあり、それが裁判官との協働につながることを期待します」と述べました。

堀内さんは、裁判員裁判で偽札を作つて使って逮捕された事件を扱うことについて、「凶悪犯罪は被害者の立場に立ちやすい。加害者・被害者にも

なりうるこういう事件もまた、市民によって考えられるべきです」と述べました。

テレビではそれほど大きく報道されなくなりましたが、新聞・インターネットでは毎日各地の裁判員裁判の様子が報じられています。わたしたち市民がどういう気持ちで裁判員を務めているのか、確認を怠らないようにしようと思いました。(T司)



## 「法学館憲法研究所報 創刊号」 刊行のご案内

### ◆『法学館憲法研究所報 創刊号』

2009.07刊行 法学館憲法研究所／税込800円

HuRP の理事である浦部法穂先生が顧問を務める法学館憲法研究所より、これまでの研究論文を掲載した所報が刊行されました。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の模様も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。(本書「刊行あいさつ」より)

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jiclp.jp/form/order.php>  
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 法学館憲法研究所  
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。

### 法学館憲法研究所報

2009年7月 No.1  
創刊号

刊行あいさつ ——序章—  
◎憲法と裁判所 ——最高裁判所制度と憲法 ——内田 伸  
◎憲法と憲法学者の意識と批判および論議 ——高橋正樹  
◎憲法/憲法と軍人の私法場・兵法場 ——木山義則  
◎憲法と軍人の私法場・兵法場 ——木山義則  
——木山義則への感謝の意を込めてアドバイス(2011年1月20日付)  
——ヨーロッパ・ローマ法(2011年1月20日付)  
◎憲法と憲法の制定モデルと日本を照鏡する ——伊藤 元

JICL  
Japan Institute of Constitutional Law  
発行/法学館憲法研究所



## 憲法と平和を見つめ直すために 『長沼事件平賀書簡』

### ◆『長沼事件平賀書簡

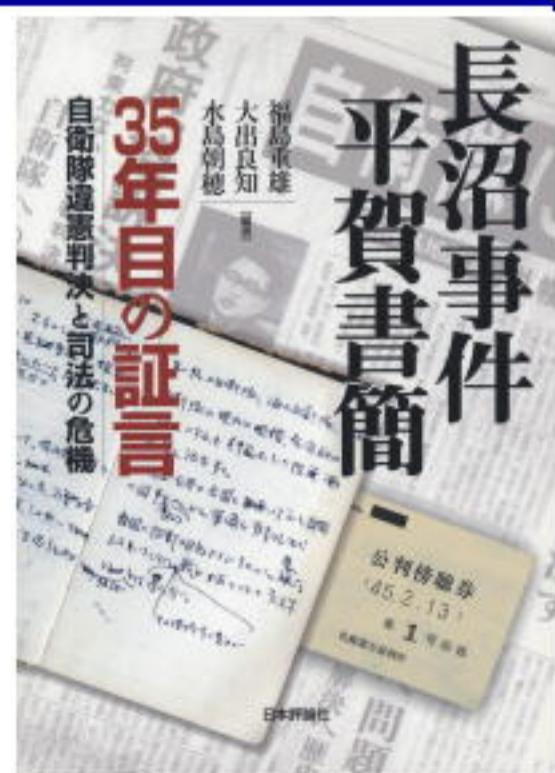
——35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』

福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著

ISBN: 978-4-535-51641-0 2009.04刊行 日本評論社／税込2,835円

1973年9月7日、札幌地裁は「長沼事件」で初の自衛隊違憲判決を下しました。この判決は、国内外で大きな反響を呼びました。同時に、判決に至る過程で発生した札幌地裁・平賀健太所長による裁判干渉は、「平賀書簡問題」として世に知られることとなりました。

判決から35年。多くを語らなかった福島重雄元裁判長が初めて違憲判決に至るさまざまな過程、「平賀書簡」を詳細に語ります。そして「平賀書簡」以降、裁判所全体を巻き込んだ「司法の危機」の深層を当事者たちが明らかにします。今なお続く憲法9条と司法権の独立という2つの問題に関わった当事者による35年の空白を埋める歴史的証言の書です。



第10回法と心理学会の午後の部にて、特別シンポジウム「足利事件が意味するものーわが国における検査・裁判の実態と法心理学研究」が開かれました。

菅谷利和さん（この事件で犯人とされた）と佐藤博史弁護士（足利事件弁護団）が登壇し、事件発生から進行される様子、菅谷さんが自白に至る経緯が詳しく話されました。取調べの様子を話す中では「本当に疲れました」と繰り返し、そのつらさが本人の言葉で伝えられました。10月21日に宇都宮地裁で再審公判が始まり、「これは殺人

です。当時の検事には裁判で言いたいことがある」と語る姿は、人生を踏みにじられた無念と怒りが現われていました。

佐藤弁護士の「この裁判は、裁判所、検察、そして警察のあり方が問われるものになるでしょう」という言葉でしめくくられました。足利事件のような冤罪をなくすためにも、取調べの全面的可視化は不可欠です。テレビなどでは芸能人の裁判が多く報じられていますが、この裁判の本質的問題についても逐一報じるべきだと思います。

(T司)

## カラダに平和を 自炊のススメ 41 さつまいもバター

いよいよ本格的な秋到来ですね。先日、この歳になって「いも掘り」をする機会に恵まれまして、何十年かぶりに土をかきわけ、出てきたいもの大きいこと！一人1株で十分な量でした。もちろん、その日のうちに家でいただきました。ちなみに、わたしの家には蒸かし器がないので、以下のようにしています。

**材料：**さつまいも、バター

**手順：**

1. さつまいもはよく洗って泥をとし、1cmくらいの輪切りにする。
2. そこの深い陶器の皿（漬け物を入れる皿など）にサツマイモを入れて鍋に入れ、皿の周囲に水を薄く張る
3. 鍋のふたを閉め、火をつけて沸騰させる。箸がプスッといもに通るようになったらできあがり。



自分で掘ったサツマイモを食べる、小学校の記憶こそよみがえりませんでしたが、なんだかちょっと感動しました。一緒に行った方も大人になってやるのが面白い！とおっしゃっていました。みなさんも、童心に返ってやってみませんか？楽しいですよ！

サンマリノ大使のマンリオ・カデロ様には、上の報告の他にも、たくさんの楽しいお話を聞いていただきました。また、準備に協力していただいた大使館の事務方の皆様ともども、この場を借りてお礼申し上げます。Grazie mille !! (たいへんありがとうございます)

(T本)

